

平成二年一月十二日受領
答 弁 第 一 号

内閣衆質一一七第一号

平成二年一月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 橋 本 龍 太 郎

衆議院議長 田 村 元 殿

衆議院議員上田哲君提出一九九二年に予定される英国、仏国からのプルトリウム二三九の海上輸送に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員上田哲君提出一九九二年に予定される英国、仏国からのプルトニウム二

三九の海上輸送に関する質問に対する答弁書

一及び三について

平成元年十二月十九日のプルトニウム海上輸送関係閣僚打合せ会において行われた申合せは、「海上における犯罪の予防及び鎮圧は第一義的に海上保安庁の任務であるので、プルトニウム海上輸送の護衛船として海上保安庁の巡視船を派遣するものであり、このため、平成元年度補正予算において、巡視船の建造に必要な予算措置を講じることを検討する」ことのみである。

二について

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第

十一條に基づく両国政府の間の実施取極附属書五にいう「武装護衛船」には理論的には海上自衛隊の自衛艦も含み得るが、政府としては平成元年十二月十九日のプルトニウム海上輸送関係閣僚打合せ会において、一及び三についてにおいて述べたとおりのことを申し合わせたところである。